

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

2010年（平成22年）8月 日

## 控訴人ら準備書面（2）

大阪高等裁判所 第11民事部 口係 御中

控訴人ら代理人弁護士 中 島 光 孝

同 辻 公 雄

同 吉 川 法 生

同 門 松 真 由

同 阪 口 徳 雄

控訴人らは、損益管理表（乙 1～5）及び総合仕訳帳（乙 6～10）について以下のとおり弁論を準備する。

## 1 一審判決の判示

一審判決は、損益管理表（乙 1～5）及び総合仕訳帳（乙 6～10）は、株式会社TKCの提供するシステムによって古谷会計事務所が作成したものであり、その金額等についても特段不自然な点はみられないから、これを信用することができるとする（判決書 9 頁）。

しかし、被控訴人が提出した上記損益管理表及び総合仕訳帳によっても、被控訴人がDPの犬の救助目的で集めた支援金が真実DPの犬の救助目的のために使用されたかどうか不明である。かえって、総合仕訳帳から作成した試算表（甲 33）や預金口座における資金の移動を見ると、被控訴人によって、支援金等が私的に使用されたと推測することができる。少なくとも、損益管理表及び総合仕訳帳によっては、支援金がDPの犬の救助目的に使用されたことを裏付けることができない。

## 2 総合仕訳帳・試算表・預金口座の関係

(1) 被控訴人は、平成18年9月1日から平成19年1月31日までの総合仕訳帳を提出し（乙 6～10）、そのうち、黄色マーキング部分が被控訴人が広島DP関連で直接支出したと思われるものであり、その合計は581万1970円であるとしている（2009年9月3日付け証拠説明書）。

試算表（甲 33）は、上記総合仕訳帳をもとに■■■■税理士が作成した平成19年1月31日現在の試算表である。

試算表（甲 33）の例えば勘定科目現金の当月残高「2,107,298」は、総合仕訳帳（平成19年1月1日～同年1月31日、乙 10）の現金残高（末尾）の金額と一致する。

試算表（甲 33）の勘定科目の預金の内訳は「普通 1 1 3 - 1」「普通 1 1 3 - 2」「普通 1 1 3 - 3」「普通 1 1 3 - 4」の 4 つである。

試算表（甲 33）の「普通 1 1 3 - 1」は、総合仕訳帳（乙 6 ~ 10）の借方ないし貸方の「普通預金 1 1 1 3 - 0 1」に、「普通 1 1 3 - 2」は「普通預金 1 1 1 3 - 0 2」に、「普通 1 1 3 - 3」は「普通預金 1 1 1 3 - 0 3」に、「普通 1 1 3 - 4」はそれぞれ対応している。

(2) 試算表（甲 33）の前月残高（平成 18 年 8 月 31 日残高のこと）は、■■税理士が総合仕訳帳等の資料から算出した金額であり、現金は「1,178,186 円」であった。

また、「普通 1 1 3 - 1」（普通預金 1113-01）は「211,134 円」、普通 1 1 3 - 2」（普通預金 1113-02）は「1,316 円」であった。

しかし、「普通 1 1 3 - 3」（普通預金 1113-03）及び「普通 1 1 3 - 4」（普通預金 1113-04）の平成 18 年 8 月 31 日現在の残高は不明であった。「普通 1 1 3 - 3」は後記のとおり AA 三井口座のことであり、これは 2006 年 1 月 1 日に口座開設されているから（乙 13）、上記時点における残高はなかったものであるが、「普通 1 1 3 - 4」については上記時点における残高がいくらか不明である。しかし総合仕訳帳（乙 6 ~ 10）からは判明しない。

(3) 総合仕訳帳には前記 4 つの普通預金口座の残高が反映されている。前記 4 つの普通預金口座を別の書証で示すと以下のとおりである。いずれも、総合仕訳帳から作成した試算表と通帳の 2007 年（平成 19 年）1 月 31 日現在の残高が一致している。

ア 「普通 1 1 3 - 1」（普通預金 1113-01）は、アーク□エンジェルズ名義の郵便貯金口座（AA 郵貯口座）（甲 10）である。

イ 「普通 1 1 3 - 2」（普通預金 1113-02）は、ジャパンネット銀行本店営業部のアーク・エンジェルズこと林俊彦名義の口座（林ジャパン口座）である（甲 9）。

ウ 「普通 1 1 3 - 3」(普通預金 1113-03)は、三井住友銀行赤川町支店のアーク・エンジェルズ代表林俊彦名義の口座(AA三井口座)である(乙13)。

エ 「普通 1 1 3 - 4」(普通預金 1113-04)は、林俊彦名義の郵便貯金口座(林郵貯口座)である(乙14)。

(4) 上記4つの預金口座のうち、ア及びイは、2006年(平成18年)8月31日現在の残高が判明し試算表(甲33)の前月残高欄に記載しているが、ウ(AA三井口座、乙13)は上記時点以後に開設されたものであり、またエ(林郵貯口座、乙14)はいつ開設されたものか不明である。

本件では、DPの犬を救助する目的での募金はAA郵貯口座及び林ジャパン口座で受け入れているが、被控訴人は、これらの口座で受け入れた金員を、AA三井口座やその他の口座に振り込むなどの行為を行っている。

DPの犬救助目的の支援金の移動に関連する口座は、上記4つの預金口座以外に、「カワバタマリコ名義の口座」「林俊彦名義の口座」(三菱東京UFJ銀行玉造支店と三井住友銀行京橋支店の2つ)がある。さらに、アークエンジェルズ名義の別の口座がある可能性もある。

(5) 関連する口座の資金の移動を整理すると以下のとおりである。

① 2006年8月31日時点

AA郵貯口座残高(211,134円)(甲10, 甲33)

林ジャパン口座残高1,316円(甲9, 甲33)

② 2006年9月25日

林ジャパン口座からカワバタマリコへ50万円送金(甲9)

※乙6・9月25日の欄で、「普通1113-02」(林ジャパン口座)からカワバタマリコへ50万円「返金」という扱いになっている。

③ 2006年9月28日

林ジャパン口座からカワバタマリコへ100万円送金(甲9)

※乙6・9月28日の欄で、「普通1113-02」(林ジャパン口座)か

らカワバタマリコへ100万円「返金」という扱いになっている。

④ 2006年9月30日時点

AA郵貯口座残高(8,609,233円)(甲10)

林ジャパン口座残高(5,022,617円)(甲9)

⑤ 2006年10月2日

林ジャパン口座から林俊彦へ100万円送金(甲9)

※乙7・10月2日の欄では、林俊彦が「現金引出」をした扱いになっている。

⑥ 2006年10月10日

林ジャパン口座から林俊彦へ200万円送金(甲9)

※乙7・10月10日の欄では、林俊彦が「現金引出」をした扱いになっている。

⑦ 2006年10月12日

AA郵貯口座から3000万円現金で引出(甲10)

※前日残高は37,734,903円であった。

※乙7・10月12日の欄では「短期貸付金」の扱いになっている。

⑧ 2006年10月31日時点

AA郵貯口座残高(31,947,977円)(甲10)

林ジャパン口座残高(48,582,026円)(甲9)

⑨ 2006年11月1日

AA三井口座開設(乙13)

⑩ 2006年11月7日, 8日

林ジャパン口座からカワバタマリコへ1000万円送金(甲9)

林ジャパン口座からAA三井口座へ1240万円送金(甲9, 乙13)

※林ジャパン口座の前日(16日)残高は46,882,635円であった(甲9)。

※乙8・11月7日の欄で、「普通1113-02」からカワバタマリコへ

1000 万円支払った扱いになっている。単に「仮払金」となっているだけで、「返金」であるかどうかの記載はない。

※乙 8・1 1 月 8 日の欄で「普通 1 1 1 3 - 0 2」からアーク□エンジェルズへ預金振替の扱いになっている。

⑪ 2006 年 11 月 27 日

カワバタカツコ名義で A A 三井口座に 3000 万円振込（乙 13）。

※被控訴人の説明によれば，1 0 月 1 2 日に A A 郵貯口座から引き出した 3000 万円を入金したもの。なお，A A 郵貯口座から引き出した 3000 万円がカワバタカツコ名義で A A 三井口座に振り込むことになったのかについての明確な説明はない。

林郵貯口座に被控訴人が 10,500,000 円払込（乙 14）

※上記払込による残高は 10,5000,676 円であるから，上記払込直前の残高は 676 円であったことになる。上記 10,500,000 円の出所についての明確な説明はない。

※一審判決は，移動先の各預貯金口座から，シェルター建設に係る費用や避妊・去勢費用の補助のための支出がなされていることが認められるとして，甲 1 1（A A 郵貯口座），乙 1 3（A A 三井住友口座），乙 1 4（林郵貯口座）の 3 つをあげているが（判決書 13 頁），2 0 0 6 年 1 1 月 2 7 日の時点で，被控訴人は，里親に対し避妊・去勢費用の補助をするとのアナウンスを自らのホームページやその他のメディアでは一切行っていなかった。したがって，乙 1 4（林郵貯口座）をもって，上記費用の補助のための口座であるとする一審判決の認定は失当である。

⑫ 2007 年 1 月 4 日

アーク・エンジェルズ名義で A A 三井口座に 1200 万円振込（乙 13）。

※被控訴人の説明によれば，前年 11 月 7 日に林ジャパン口座からカワバタマリコへ送金した 1000 万円に 200 万円を加えた 1200 万円を 2007 年 1 月

4日にアーク□エンジェルズ名義でAA三井口座に入金したというもの。ただし、カワバタマリコが11月7日に送金された1000万円をどのように保管ないし運用していたのか、また、同金額をなぜアーク□エンジェルズ名義でAA三井口座に振り込むことになったのか、さらに、1月4日に加えたという200万円の出所について被控訴人からの明確な説明はない。振込先のカワバタマリコ名義の口座があるはずであるが開示されていない。

※アーク□エンジェルズ名義でAA三井口座に1200万円振り込まれているのであるから、アーク□エンジェルズ名義の預金口座がさらに別にある可能性がある。

(5) 関連する口座の動きを見ると、林ジャパン口座やAA郵貯口座から引き出された金員のその後の経過が不明である。

上記②及び③はカワバタマリコへの「返金」となっているが、誰がカワバタマリコから借り入れたのか、また、カワバタマリコへの返金をなぜ林ジャパン口座から出金しなければならないのか理由が不明である。上記⑩についてはカワバタマリコへの1000万円支払いの理由それ自体が不明である。

上記⑤は、被控訴人本人が100万円を現金で引き出したもの、上記⑥は被控訴人本人が200万円を現金で引き出したものであるが、その用途は不明である。

上記⑦は、だれに対する3000万円の貸付金なのか不明であり、また、なぜAA郵貯口座から貸し付ける必要があったのかも不明である。

上記⑩のうち1240万円の預金振替の理由なお不明確である。敢えて林ジャパン口座からAA三井口座へ振り替える必要はない。

上記⑪は、被控訴人の説明によれば、AA郵貯口座から引き出した3000万円をカワバタカツコ名義でAA三井口座に振り込んだということであるが、総合仕訳帳では3000万円の出金は「短期貸付金」となっていることか

らすると、AA郵貯口座から3000万円をカワバタカツコに貸し付け、カワバタカツコがAA三井口座に3000万円を振り込む方法で返済したということになる。しかし、カワバタカツコに対する貸付を、なぜDPの犬の救助目的で集めた支援金から支出する必要があるのか理由が不明である。

上記⑫は、被控訴人の説明によれば、林ジャパン口座からカワバタマリコへ送金した1000万円に（上記⑩）、200万円を加えた1200万円を、アーク□エンジェルズ名義でAA三井口座に入金したということである。しかし、そのような資金の移動を行う必要性が不明である。

(6) 資金の移動ないしその理由について不明の部分は総合仕訳帳からは判明しない。カワバタマリコ名義の口座及び別にあると推測される林俊彦名義の口座のそれぞれの動きを追跡して初めて、控訴人らが贈与した寄付金の動きが判明し、また、被控訴人による支援金の使途が判明する。

しかし、現在のところ、被控訴人は上記の資金の動きを合理的に説明していない。

以上